

評議員・役員報酬等に係る支給基準に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 緑鷗会 定款第8条第1項及び第2項並びに第21条に規定により、評議員及び役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員及び役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

役員	常勤の役員で、職員を兼務する者	給与等
員	非常勤の役員	報 酬
	評 議 員	報 酬

(評議員の報酬等の総額及び報酬等の額)

第3条 評議員に対して支給する各年度の報酬等の総額及び報酬等の額は、次のとおりとする。

	各年度の報酬等の総額	報酬等の額
評 議 員	各年度の報酬等の総額は、300,000円とする。	評議員会、その他会議等への出席 1日につき 8,000円

(理事・監事に対して支給する報酬等の額)

第4条 理事・監事に対して支給する報酬等の額は、それぞれ、次のとおりとする。

理 事	常勤理事で職員を兼務する者	職員に関する「給与規程」(平成7年10月1日制定)等の定めるところによる。
	非常勤理事	理事会、その他会議への出席 1日につき 8,000円
	監 事	理事会、その他会議、監事監査等への出席 1日につき 8,000円

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員で職員を兼務する者に対する報酬等の支給の時期は、給与規程等の定めるところによる。

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会等に出席した都度、支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会等に出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人からも申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第6条 常勤の役員で職員を兼務する者に対する旅費については、職員に関する「旅費規程」(平成30年3月31日制定)の定めるところによる。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する旅費については、「役員等旅費規程」(平成30年3月31日制定)の定めるところによる。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会の承認を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、評議員会の決議のあった日(平成30年3月31日)から施行する。